

2012年9月10日

京都市長 門川大作様

日本イコモス国内委員会  
委員長 西村幸夫



### 京都会館再整備計画に関する見解

イコモス（国際記念物遺跡会議, ICOMOS）国際学術委員会 ISC20 C（20<sup>th</sup> Century Heritage, 委員長 Sheridan Burke）による京都会館再整備計画に関する意見書が送付されました。そのなかで、20世紀の日本における最も重要な建築家のひとりである前川國男の代表作品の一つとして京都会館の文化財としての重要性を位置付けたうえで、現在、京都市が再整備計画に示す建て替えは、文化財としての価値に対して「取り返しのつかない害を及ぼし、美と調和を破壊する」として危機遺産警告を発令する可能性が示唆されました。また、この件に関しイコモス（国際記念物会議, ICOMOS）日本国内委員会には各方面から様々な御意見、情報が寄せられました。この状況を受けイコモス国内委員会として、国際学術委員会 ISC20 C 委員から経緯を聴取するとともに京都市による京都会館再整備計画を省察し、以下のことを確認しました。

- ① 京都会館は現在、国内法において文化財としての登録・指定がされていないものの、20世紀の日本を代表する建築作品のひとつであり、ある一定の文化財としての価値を有していること。
- ② 京都会館は第一ホールを中心としてさまざまな機能上の問題が竣工当初から指摘されてきており、また、経年変化によりさまざまな物理的性状の問題も有していること。
- ③ 京都市は上記①および②の双方の問題の解決するために、慎重に検討を重ねてきたこと。

しかしながら、

- ④ 京都会館再整備基本設計において、20世紀建築のリビング・ヘリテージ（使われる建物としての継承）としての機能変化を含む改修などの変化に対して、継承すべき価値の判読が困難で、かつその資産のインテグリティ（完全性）の確保が合理的に示されていないこと。
- ⑤ 京都会館再整備基本設計における資産のインテグリティ（完全性）が保たれているかの検証と、その確保のための新たな要求性能の再検討がなされていないこと。
- ⑥ 「京都会館の建物価値継承に係わる検討委員会」提言の示す「近代建築を保存・継承する新たな道筋をつけること」に対する説明が不十分であること。

京都市は、①および②の点を止揚して、新たな京都会館のあり方を提案するのであれば、上記の④～⑥の疑問点に対処し、かつ、その解決策が京都会館の最小限の改変案であることを合理的に示すべきであると考えます。

京都市が行う上記の作業を注視し、必要に応じて協働して検討するために、イコモス国内委員会拡大理事会（9月8日）において、国内委員会内に第14小委員会「リビング・ヘリテージとしての20世紀建築の保存・継承に関する課題検討（京都会館再整備計画に関する検討）」（主査：苅谷勇雅）を設置することとしました。また、その検討結果を国際学術委員会 ISC20 C に報告する予定です。